

1. 議事日程

[令和元年第2回安芸高田市議会6月定例会第1日目]

令和元年 6月14日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第4 | 同意第3号 安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について |
| 日程第5 | 同意第4号 安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について |
| 日程第6 | 同意第5号 安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について |
| 日程第7 | 同意第6号 安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について |
| 日程第8 | 同意第7号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について |
| 日程第9 | 同意第8号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について |
| 日程第10 | 同意第9号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について |
| 日程第11 | 同意第10号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について |
| 日程第12 | 同意第11号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について |
| 日程第13 | 同意第12号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について |
| 日程第14 | 同意第13号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について |
| 日程第15 | 同意第14号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について |
| 日程第16 | 同意第15号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について |
| 日程第17 | 同意第16号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について |
| 日程第18 | 同意第17号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について |
| 日程第19 | 同意第18号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について |
| 日程第20 | 承認第1号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例等の一部を改正する条例】 |
| 日程第21 | 承認第2号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】 |
| 日程第22 | 議案第38号 安芸高田市役所支所設置条例の一部を改正する条例 |
| 日程第23 | 議案第39号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第24 | 議案第40号 消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例 |
| 日程第25 | 議案第41号 安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例及び安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例 |
| 日程第26 | 議案第42号 安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第27 | 議案第43号 財産の取得について（田んぼアート公園用地） |
| 日程第28 | 議案第44号 安芸高田市美土里緑の交流空間設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第29 | 議案第45号 安芸高田市消防手数料条例の一部を改正する条例 |

- 日程第30 議案第46号 安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例
 日程第31 議案第47号 安芸高田市立図書館条例の一部を改正する条例
 日程第32 議案第48号 安芸高田市歴史民俗博物館設置及び管理条例の一部を改正する
 条例
 日程第33 議案第49号 令和元年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）
 日程第34 議会改革特別委員会の報告について

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	新田和明	2番	芦田宏治
3番	玉重輝吉	4番	玉井直子
5番	山根温子	6番	前重昌敬
7番	石飛慶久	8番	児玉史則
9番	大下正幸	10番	山本優
11番	熊高昌三	12番	穴戸邦夫
13番	秋田雅朝	14番	塚本近
15番	金行哲昭	16番	青原敏治
17番	水戸眞悟	18番	先川和幸

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

3番	玉重輝吉	4番	玉井直子
----	------	----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市長	浜田一義	副市長	竹本峰昭
教育長	永井初男	総務部長	西岡保典
企画振興部長	猪掛公詩	市民部長	岩崎猛
福祉保健部長兼福祉事務所長	大田雄司	産業振興部長	重永充浩
産業振興部特命担当部長	行森俊莊	建設部長兼公営企業部長	蔵城大介
教育次長	土井実貴男	消防長	山平修
会計管理者	兼村恵	八千代支所長	佐々木早百合
美土里支所長	寄実正次郎	高宮支所長	児玉晃
甲田支所長	宮本智雄	向原支所長	佐々木幸浩
総務課長	内藤道也	財政課長	高藤誠
政策企画課長	河本圭司		

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名（4名）

事務局 長	森岡 雅昭	事務局 次長	佐々木 浩人
総務 係長	國岡 浩祐	主任 主事	岡 憲一

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開会

○先川議長 おはようございます。  
開会前ですが、クールビズについて御連絡いたします。  
本会議におきましては、ネクタイの着用は自由とし、上着を脱ぐ場合は議長の許可を得て、ということになっておりますが、本定例会の開会中におきましては、許可をいたしたということで、開会後は上着を脱いでいただいて結構でございますので、あらかじめ御了解いただきますようお願いいたします。  
定刻になりました。  
ただいまの出席議員は18名であります。  
定足数に達しておりますので、これより令和元年第2回安芸高田市議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。  
森岡事務局長。

○森岡事務局長 諸般の報告をいたします。  
第1点、市長並びに教育長より、本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。  
第2点、市長より、平成30年度安芸高田市一般会計予算等繰越明許費に係る繰越計算書についての報告がありました。  
第3点、市長より、平成30年度安芸高田市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について、報告がありました。  
第4点、市長より、平成30年度安芸高田市水道事業会計予算の建設改良費繰越について、報告がありました。  
第5点、市長より、安芸高田市が資本金の2分の1以上を出資している法人の経営状況説明書について、1件の報告がありました。  
第6点、市長より、議会の委任による専決処分事項について、2件の報告がありました。  
第7点、監査委員より、平成31年2月分、3月分、及び4月分の例月出納検査の報告がありました。  
それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

○先川議長 以上をもって、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○先川議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、3番 玉重輝吉君、及び4番 玉井直子さんを指名いたします。

日程第2 会期の決定

○先川議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 児玉史則君。

○児玉議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会から報告をいたします。

令和元年第2回定例会の運営につきまして、去る5月14日、及び6月7日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので、報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から7月1日までの18日間といたしました。

議事の都合により、6月15日から19日まで、6月22日から30日までを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、諮問1件、同意16件、承認2件、議案12件の計31件でございます。

議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、議案第38号から第40号の3件は総務企画常任委員会へ、議案第41号、第42号、第47号及び第48号の4件は文教厚生常任委員会へ、議案第43号及び第44号の2件は産業建設常任委員会へ、議案第49号は予算決算常任委員会へ付託することといたしました。

諮問1件、同意16件、承認2件、議案第45号及び第46号の2件につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

6月7日の議会運営委員会までに提出された陳情・要望等につきましては、お手元に配付した一覧表のとおり、文教厚生常任委員会及び産業建設常任委員会へ送付して審査することとしました。

次に、一般質問の取り扱いについては、11人から通告がありましたので、2日間の日程といたし、通告順に6月20日を6人、21日を5人といたします。

次に、特別委員会の委員長報告についてでございますけれども、議会改革特別委員会の報告を本日举行することといたしました。

以上、報告を終わります。

○先川議長 お諮りいたします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は18日間とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。よって、会期は18日間と決しました。

日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○先川議長 日程第3、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。
市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

本日、令和元年第2回定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には、御多用のところ、御参集を賜り、ありがとうございます。

さて、このたびの定例会へは諮問1件、同意16件、承認2件、条例関係11議案、予算関係1議案の合わせて31議案を提出させていただきました。

どうかよろしく御審議を賜りますようお願いをいたします。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、人権擁護委員の任期満了に伴う後任候補者を、法務大臣に推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

現委員である向原町の兼光洋子委員の任期が、本年12月31日をもって満了することから、後任候補者として、小路順子さんを推薦するものであります。

小路順子さんは、昭和49年から平成30年まで、県内小中学校、及び高等学校で勤務をされ、特に子供の人権問題に十分な理解があり、熱意と意欲を持って人権擁護活動に取り組んでいただける方であり、人権擁護委員として適任であると判断をいたし、推薦をするものであります。

どうかよろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。この件に関しましては、質疑、討論、及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、質疑、討論、及び委員会付託を省略いたします。

これより諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。

よって本件は、これに同意することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 同意第3号 安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について

○先川議長 日程第4、同意第3号「安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 同意第3号「安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、安芸高田市公平委員会委員3名のうち、本年6月18日付で任期満了となります門出浩一委員の後任として、榎原秀克さんを選任するため、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

榎原さんは、八千代町にお住まいで、昭和48年に旧八千代町に採用され、合併後は八千代支所長、税務課長、監査委員事務局長を歴任され、平成23年3月に退職されました。豊富な行政経験を有し、人事管理や法規にも精通しておられ、地方自治の本旨及び民主的で効率的な事務の処理に理解のある方で、まさに安芸高田市公平委員会委員として適任であると確信をしております。

よろしく御審議の上、同意をいただきますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。この件に関しては質疑、討論、及び委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、質疑、討論、及び委員会付託を省略いたします。

これより同意第3号「安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について」の件を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第5 同意第4号 安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

日程第6 同意第5号 安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

日程第7 同意第6号 安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

○先川議長 日程第5、同意第4号「安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」の件から、日程第7、同意第6号「安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」の件までの3件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 同意第4号から同意第6号までの3議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

まず、同意第4号「安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の

同意について」の提案理由を御説明申し上げます。

本件は、安芸高田市固定資産評価審査委員会委員であります小川博昭さんの任期が、本年6月14日をもって満了となることに伴い、同氏を引き続き委員に選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

小川さんは、吉田町にお住まいで、長らく財務省中国財務局に勤務され、財政事務に携わっておられました。豊富な知識と経験を有し、人格、識見ともにすぐれた方で、まさに安芸高田市固定資産評価審査委員会委員として適任であると確信をしております。

続いて、同意第5号、同じく「安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」の提案理由を御説明申し上げます。

本件は、同意第4号と同様、安芸高田市固定資産評価審査委員会委員であります女鳥清治さんの任期が、本年6月14日をもって満了となることに伴い、同氏を引き続き委員に選任をしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

女鳥さんは、甲田町にお住まいで、長らく国税局に勤務され、現在は税理士として御活躍であります。豊富な知識と経験を有し、人格、識見ともにすぐれた方で、まさに安芸高田市固定資産評価審査委員会委員として適任であると確信をしております。

続いて、同意第6号、同じく「安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」提案理由を御説明申し上げます。

本件は、同意第4号、同意第5号と同様、安芸高田市固定資産評価審査委員会委員であります木原張登さんの任期が、本年6月14日をもって満了となることに伴い、同氏を引き続き委員に選任をしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

木原さんは、向原町にお住まいで、長らく財務省中国財務局に勤務され、現在は行政書士として御活躍でございます。豊富な知識と経験を有し、人格、識見ともにすぐれた方で、まさに安芸高田市固定資産評価審査委員会委員として適任であると確信をしております。

以上、同意第4号から同意第6号について、一括して提案理由を御説明申し上げます。

よろしく御審議の上、御同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。この件に関しましては、質疑、討論、及び委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、質疑、討論、及び委員会付託を省略いたします。

これより本件3件を個別に採決いたします。

同意第4号「安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。よって本件はこれに同意することに決定いたしました。

続いて、同意第5号「安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。よって本件はこれに同意することに決定いたしました。

続いて、同意第6号「安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。よって本件はこれに同意することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

- 日程第8 同意第7号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について
- 日程第9 同意第8号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について
- 日程第10 同意第9号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について
- 日程第11 同意第10号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について
- 日程第12 同意第11号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について
- 日程第13 同意第12号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について
- 日程第14 同意第13号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について
- 日程第15 同意第14号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について
- 日程第16 同意第15号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について
- 日程第17 同意第16号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について
- 日程第18 同意第17号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について
- 日程第19 同意第18号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について

○先川議長 日程第8、同意第7号「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の件から、日程第19、同意第18号「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の件までの12件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 同意第7号から同意第18号までの12議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

いずれも、安芸高田市農業委員会委員の任期が、本年8月31日で満了になることに伴い、委員の任命について、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

まず、同意第7号「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の提案理由を御説明申し上げます。

本件は、新たに見坂トシ子さんを委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

見坂さんは、吉田町にお住まいで、平成28年から農地利用最適化推進

委員のほか、行政運営に積極的に努められ、地域での信頼も厚く、豊富な知識と経験を有し、人格、識見ともにすぐれた方で、まさに安芸高田市農業委員会委員として適任であると確信をしております。

続いて、同意第8号、同じく「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の提案理由を御説明申し上げます。

本件は、引き続き、水重克幸さんを委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

水重さんは、吉田町にお住まいで、平成25年から農業委員として御活躍でございます。吉田地区振興会の会長も務められたこともあり、豊富な知識と経験を有し、人格、識見ともにすぐれた方で、まさに安芸高田市農業委員会委員として適任であると確信をしております。

続いて、同意第9号、同じく「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の提案理由を御説明申し上げます。

本件は、引き続き、上田隆司さんを委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

上田さんは、八千代町にお住まいで、平成28年から農業委員として御活躍でございます。40年以上の営農経験をお持ちで、他の農業者の模範となるような方でございます。豊富な知識と経験を有し、人格、識見ともにすぐれた方で、まさに安芸高田市農業委員会委員として適任であると確信をしております。

続いて、同意第10号、同じく「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の提案理由を御説明申し上げます。

本件は、新たに藤原憲司さんを委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

藤原さんは、八千代町にお住まいで、平成22年から民生委員のほか、行政運営に積極的に努められ、地域での信頼も厚く、豊富な知識と経験を有し、人格、識見ともにすぐれた方で、まさに安芸高田市農業委員会委員として適任であると確信をしております。

続いて、同意第11号、同じく「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の提案理由を御説明申し上げます。

本件は、引き続き、桑原博さんを委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

桑原さんは、美土里町にお住まいで、平成14年から農業委員として御活躍でございます。認定農業者であり、豊富な知識と経験を有し、人格、識見ともにすぐれた方で、まさに安芸高田市農業委員会委員として適任であると確信をしております。

続いて、同意第12号、同じく「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の提案理由を御説明申し上げます。

本件は、引き続き、津田義則さんを委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

津田さんは、美土里町にお住まいで、平成25年から農業委員として御

活躍でございます。吉田高校の校長を務められたこともあり、豊富な知識と経験を有し、人格、識見ともにすぐれた方で、まさに安芸高田市農業委員会委員として適任であると確信をしております。

続いて、同意第13号、同じく「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、引き続き、秋國満さんを委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

秋國さんは、高宮町にお住まいで、平成25年から農業委員として御活躍でございます。認定農業者であり、豊富な知識と経験を有し、人格、識見ともにすぐれた方で、まさに安芸高田市農業委員会委員として適任であると確信をしております。

続いて、同意第14号、同じく「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、引き続き、田中秀之さんを委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

田中さんは、高宮町にお住まいで、平成25年から農業委員として御活躍でございます。認定農業者であり、豊富な知識と経験を有し、人格、識見ともにすぐれた方で、まさに安芸高田市農業委員会委員として適任であると確信をしております。

続いて、同意第15号、同じく「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、新たに仁伍雅史さんを委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

仁伍さんは、甲田町にお住まいで、農産物検査員、日本農業技術検定などの資格をお持ちで、認定農業者であり、豊富な知識と経験を有し、人格、識見ともにすぐれた方で、まさに安芸高田市農業委員会委員として適任であると確信をしております。

続いて、同意第16号、同じく「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の提案理由を御説明申し上げます。

本件は、引き続き、光永直義さんを委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

光永さんは、甲田町にお住まいで、平成28年から農業委員として御活躍であります。平成14年から法人を立ち上げ、認定農業者であり、豊富な知識と経験を有し、人格、識見ともにすぐれた方で、まさに安芸高田市農業委員会委員として適任であると確信をしております。

続いて、同意第17号、同じく「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、引き続き、田槇憲司さんを委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

田槇さんは、向原町にお住まいで、平成22年から農業委員として御活躍であります。認定農業者であり、豊富な知識と経験を有し、人格、識

見ともにすぐれた方で、まさに安芸高田市農業委員会委員として適任であると確信をしております。

続いて、同意第18号、同じく「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の提案理由を御説明申し上げます。

本件は、新たに山本英次さんを委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

山本さんは、向原町にお住まいで、平成28年から農地利用最適化推進委員を務められ、認定農業者であり、豊富な知識と経験を有し、人格、識見ともにすぐれた方で、まさに安芸高田市農業委員会委員として適任であると確信をしております。

以上、同意第7号から同意第18号まで、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

どうかよろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。この件に関しましては、質疑、討論、及び委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、質疑、討論、及び委員会付託を省略いたします。

これより本件12件を個別に採決いたします。

同意第7号「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。よって本件はこれに同意することに決定いたしました。

続いて、同意第8号「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。よって本件はこれに同意することに決定いたしました。

続いて、同意第9号「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。よって本件はこれに同意することに決定いたしました。

続いて、同意第10号「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。よって本件はこれに同意することに決定いたしました。

続いて、同意第11号「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意につい

て」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。よって本件はこれに同意することに決定いたしました。

続いて、同意第12号「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。よって本件はこれに同意することに決定いたしました。

続いて、同意第13号「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。よって本件はこれに同意することに決定いたしました。

続いて、同意第14号「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。よって本件はこれに同意することに決定いたしました。

続いて、同意第15号「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。よって本件はこれに同意することに決定いたしました。

続いて、同意第16号「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。よって本件はこれに同意することに決定いたしました。

続いて、同意第17号「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。よって本件はこれに同意することに決定いたしました。

続いて、同意第18号「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。よって本件はこれに同意することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第20 承認第1号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条

例等の一部を改正する条例】

- 先川議長 日程第20、承認第1号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例等の一部を改正する条例】」の件を議題といたします。
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 承認第1号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例等の一部を改正する条例】」についての提案理由の御説明を申し上げます。
本件は、地方税法等の一部を改正する法律が、4月1日に施行されたことに伴い、税条例等の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分により改正をさせていただいたものであります。
主な改正内容は、地方税法の一部改正による規定整備であります。
よろしく審議の上、御承認を賜りますようお願いをいたします。
- 先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。
市民部長 岩崎猛君。
- 岩崎市民部長 承認第1号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例等の一部を改正する条例】」について、要点の説明をいたします。
本件は、地方税法等の一部を改正する法律が、平成31年3月29日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたので、専決処分により、改正いたしましたものでございます。
主な改正の内容でございますが、地方税法等の改正に伴い、寄附金税額控除の見直し。住宅借入金特別税額控除に係る控除期間の拡充に関するもの。そして軽自動車税の税率の特例見直しに係るもの、及び大法人に対する電子申告の義務化について、宥恕措置の追加等、以上大きく4点について、規定の見直しを行うもので、都合4条にわたり関係条例の改正を行うものでございます。
説明資料につきましては、改正条項等と内容を取りまとめたものでございます。説明資料を参考にいただきながら、承認議案書により、条例文の改正箇所の御説明をいたします。
承認議案書の3ページをお開きください。
右の表が改正前、左の表が改正後の条例でございます。
まず、第1条による改正でございます。
4ページをお開きください。
第34条の7第1項では、この条項に規定する寄附金税額控除のうち、市区町村等に対する寄附金、いわゆるふるさと納税につきまして、近年の過度な返礼品の問題等を改善するために、控除の対象とするのは総務大臣が指定する特例控除対象寄附金に限る旨、法の見直しがされたことに伴い、関係条文について所要の改正を行うものでございます。
なお、改正地方税法では、特例控除対象寄附金の定義として、返礼品の返礼割合が3割以下であること。返礼品は地場産品に限ること等が条

件として新たに規定され、申し出に基づき、総務大臣が基準に適合し、特例控除の対象となる自治体をあらかじめ指定し、告示することとされています。

次に、附則第7条の3の2第1項につきましては、現在の制度である住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除において、所得税額から控除し切れない税額があった場合は、住民税から控除するとされていますが、その適用期限を平成43年度から平成45年度へと2年延長するものでございます。

なお、この改正は、本年10月の消費税増額に伴う、需給変動の平準化を目的として、租税特別措置法の一部改正により措置されたもので、控除期間の延長の対象となるのは、平成31年10月1日から、平成32年12月末までに居住の用に供した住宅に限るものとされておりまして。

また、続く5ページ、改正前第2項では、その適用を受けるにあたって、住民税における申告要件について廃止し、納税者が特段の手続をすることなく、国税との連携等により、住民税からの控除ができるよう関係規定を削除するものでございます。

5ページ、下段の附則第7条の4から、7ページの中段、附則第9条の2につきましては、寄附金税額控除における特例控除額の特例、及び寄附金税額控除に係る申告の特例について規定しておりますが、関係条文の字句等の規定整備をするものでございます。

同じく7ページ後段の附則第10条の2第4項から、10ページの附則第10条の3第11項については、引用条項の項ずれによる改正でございます。

続いて、同じく10ページ後段の附則第16条につきましては、14ページ上段にかけ、軽自動車税の税率の特例について規定をしておりますが、10ページ最下段、第1項において規定する登録後13年を経過した車両の税率を重くする特例を平成31年度分に限ったものとするとともに、次ページ、11ページの改正前、第2項から第4項に規定する環境基準適合の程度に応じて、税率を軽減する特例措置に関し、平成29年度分に限り、とされていた規定について、その適用年度が終了したことから、削除するものでございます。

また、12ページの改正前第5項から第7項は、平成30年度及び31年度分の税率の軽減について定めておりますが、その税額は2項から4項までの削除された29年度分に係る税額表がそのまま適用されることとなり、改めて表を挿入をするものでございます。

14ページの附則第16条の2につきましては、先ほどの附則第16条を改正したことに伴う、条例分の項ずれによる規定の整備でございます。

最後14ページの附則第22条については、東日本大震災に係る固定資産税の特例を受ける場合にすべき申告等について、規定をしておりますが、法改正に伴い、字句の規定を整備するものでございます。

続いて15ページ、第2条による改正でございます。

15ページ最下段から16ページにかけての第18条の3については、納税

証明事項について規定をしておりますが、現行の軽自動車税を軽自動車税種別割りとしたことに伴い、字句の規定整備を行うものでございます。

続いて16ページの第19条については、延滞金について規定しておりますが、自動車取得税を廃止し、環境性能に応じて税率が決定される、環境性能割を創設したことにより、環境性能割について、納期限後に納付した場合において、延滞金を納付するよう規定の整備を行うものでございます。

続いて、17ページの第36条の2第7項については、給与等で年末調整の適用を受けたものが提出する市民税の申告書の記載について、その年末調整で適用を受けた所得控除の額を申告書の控除の額の合計額に記載できるよう規定し、その規定の追加による項ずれに伴う規定の整備を行うものでございます。

18ページの第36条の3の2、及び第36条の3の3の改正は、給与所得者または公的年金受給者が単身児童扶養者に該当する場合、申告書にその旨を記載するよう規定したものでございます。

続いて、19ページ下段の第36条の4については、市民税に係る不申告に関する過料について規定しておりますが、先ほどの第36条の2を改正したことに伴い、20ページにかけて項ずれを整備するものでございます。

次に、20ページをお願いいたします。

第80条の改正でございますが、環境性能割の納税義務者等について規定し、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備を行うものでございます。

21ページ下段の81条については、軽自動車の売買において、売り主が当該自動車の所有権を留保している場合に、買い主を軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税を課すること等の規定の整備を行うものでございます。

21ページの第81条の2の改正は、日本赤十字社が所有する軽自動車の非課税の範囲について規定をしたものでございます。

22ページをお願いします。

次の第81条の3から、23ページ、第81条の8の改正は、環境性能割の創設に伴い、課税標準、税率徴収方法、申告納付、不申告に関する過料、減免について規定したものでございます。

23ページの第81条の9の改正は、商品であって使用しない軽自動車について、種別割を課さないよう規定をするものでございます。

次の23ページ下段の第82条から、28ページの第91条の改正は、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等により、規定の整備をするものでございます。

29ページ、附則第15条の2から31ページの附則第15条の6の改正は、環境性能割を非課税とする期間、県が賦課徴収する特例、減免の特例、県知事への申告納付の特例、県への徴収取扱費の交付、営業用の三輪以上の軽自動車の税率の特例等について、規定の整備を行うものでございま

す。

31ページの下段から32ページの附則第16条の改正は、第1項において、軽自動車を最初に車両番号の指定を受けた月から、13年を経過した場合の種別割について税率を重くするよう、規定をしたものでございます。

32ページの第2項から、33ページの第4項については、環境性能の種類に応じて、平成32年度及び平成33年度分の税率を軽減するよう規定したものでございます。

33ページ最下段から34ページ上段の附則第16条の2の改正は、種別割の賦課徴収の特例について、字句の整備を行うものでございます。

続きまして、同じく34ページ下段、第3条による改正でございます。

35ページをお願いいたします。第24条の改正は、市民税の非課税の範囲に単身児童扶養者を加えるものでございます。

次に、36ページの附則第16条の改正は、第5項で平成34年度分及び平成35年度分のグリーン化特例による税率の軽減の対象を電気自動車等に限って新設し、その項を追加することに伴い、項ずれの規定を整備するものでございます。

続きまして、37ページ、第4条に係る改正でございます。

これは、平成30年6月議会で承認をいただいた、安芸高田市税条例等の一部を改正する条例、平成30年安芸高田市条例第22号の一部を改正するもので、資本金1億円以上の大規模法人に対する電子申告の義務化の規定について、電気通信回線の故障、または災害等により、電子情報処理組織を使用することが困難と認められる場合には、従来の書面での申告を可とする宥恕措置について、38ページ、第48条第13項から、39ページの第17項にわたり、その届け出手続等、新たに規定をするものでございます。

最後に、41ページ以降は附則でございます。

第1条では、この条例の施行日を定めております。改正後の条例の施行期日は、基本的には平成31年4月1日からの施行でございますが、条項によっては適用される時期が異なっておりますので、それぞれ施行日を規定しております。第2条以降は、各税の経過措置について規定しております。

なお、今回の改正に伴う、市税収への影響として、具体的項目としては、住民税からの住宅取得特別控除期限の2年延長が該当いたしますが、この措置による個人住民税の減収額、本年度1,694万円を見込んでおりますが、減収額は全額国費である地方特例交付金で補填されることとなっております。市歳入への影響はございません。

以上で、要点の説明を終わります。

○先川議長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○先川議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。これより承認第1号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例等の一部を改正する条例】」の件を起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第21 承認第2号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】

○先川議長 日程第21、承認第2号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 承認第2号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】」の提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が、4月1日に施行されたことに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分により改正をさせていただいたものであります。

改正内容は、国民健康保険税の軽減判定所得算定に用いる基礎課税額の変更等でございます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

市民部長 岩崎猛君。

○岩崎市民部長 承認第2号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】」について、要点の御説明をいたします。

本件は、地方税法の一部を改正する法律が、4月1日に施行されたことに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、専決処分により改正いたしましたものでございます。説明資料につきましては、改正条項と内容を取りまとめたものでございます。資料を参考にしながら、承認議案書により条例文の改正箇所の御説明をいた

します。

承認議案書の3ページをお願いいたします。

表の右側が改正前、左側が改正後の条例でございます。条例中、第2条の改正は、法改正に伴い、国民健康保険税の基礎課税額、医療分の課税限度額58万円を61万円に改正をしたものでございます。

4ページをお開き願います。

第5条は、特定世帯について説明しておりますが、その条文のずれによるものでございます。

4ページの下段から第23条は、国民健康保険税の軽減規定の改正でございます。

第1項では、課税限度額を58万円から61万円に。同項第2号では、被保険者均等割額及び世帯別平均割額が5割軽減となる対象世帯の所得上限額を一人につき、27万5,000円から28万円に。同項第3号では2割軽減となる対象世帯の所得上限額を一人につき50万円から51万円に拡充をしたものでございます。

附則といたしまして、改正後の条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で、要点の説明を終わります。

○先川議長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

15番 金行哲昭君。

○金行議員

この改正によって、どのような我が市、市民に影響ございますでしょうか。

○先川議長

答弁を求めます。

岩崎猛君。

○岩崎市民部長

本市の税収に関することだと思いますが。

課税限度額を58万円から61万円に改正することによりまして、本市への影響額は84万8,000円程度の増収を見込んでおります。

同じく、低所得世帯に対する軽減措置の拡大ということで、2割軽減、5割軽減の限度額を拡充しておりますけれども、影響額は67万1,000円程度の減収となる見込みでございますが、この減収分については、保険基盤安定操出金での補填をされるようになっております。

以上でございます。

○先川議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありますか。

(質疑なし)

○先川議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長

御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第2号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。ここで、11時15分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○先川議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第22 議案第38号 安芸高田市役所支所設置条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第22、議案第38号「安芸高田市役所支所設置条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第38号「安芸高田市役所支所設置条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、八千代支所のフォルテ1階への移転により、位置がフォルテの住所地番に変更になることに伴い、安芸高田市役所支所設置条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第23 議案第39号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第23、議案第39号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第39号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が一部改正されたことに伴い、選挙長、投票管理者等選挙関係の非常勤特別職の報酬について、所要の改定を行うものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第24 議案第40号 消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例

○先川議長 日程第24、議案第40号「消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第40号「消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、本年10月1日からの消費税率引き上げに伴い、安芸高田市高宮老人福祉センター条例などの使用料等を新たな消費税率を反映した額に条例改正するものでございます。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第25 議案第41号 安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例及び安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第25、議案第41号「安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例及び安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第41号「安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例及び安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、広島県福祉医療費公費負担事業費補助金交付要綱の一部が改正されたことに伴い、所要の改定を行うものでございます。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第26 議案第42号 安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第26、議案第42号「安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第42号「安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、介護保険施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第27 議案第43号 財産の取得について（田んぼアート公園用地）

○先川議長 日程第27、議案第43号「財産の取得について（田んぼアート公園用地）」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第43号「財産の取得について」の提案理由の御説明を申し上げます。

す。

本案は、田んぼアート公園用地を取得することについて、安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例、第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第28 議案第44号 安芸高田市美土里緑の交流空間設置及び管理条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第28、議案第44号「安芸高田市美土里緑の交流空間設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第44号「安芸高田市美土里緑の交流空間設置及び管理条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。
本案は、サテライトオフィス等誘致を目的に、お試しオフィスとして活用できるよう、施設改修整備を行ったことに伴い、施設使用料等、所要の改正を行うものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第29 議案第45号 安芸高田市消防手数料条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第29、議案第45号「安芸高田市消防手数料条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第45号「安芸高田市消防手数料条例の一部を改正する条例について」の提案理由の御説明を申し上げます。  
本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に基づき、本市の消防手数料条例の該当する部分について、所要の改正を行う

ものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
消防長 山平修君。

○山平消防長 議案第45号「安芸高田市消防手数料条例の一部を改正する条例」について、要点の御説明をいたします。

議案の説明に先立ち、説明資料を提出しておりますので、こちらのほうから御説明をいたします。

1の改正の概要に記載しておりますとおり、安芸高田市消防手数料条例のうち、消防法に規定する危険物施設の申請に係る手数料は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に基づき定めております。

今般、この地方公共団体の手数料の標準に関する政令が、10月からの消費税の増額を反映し、直近の人件費、物件費の変動を加味して、一部改正されました。これに合わせて、安芸高田市消防手数料条例について、所要の改正を行うものでございます。

2の改正の対象となる事務は、容量1万キロリットル以上の特定野外タンク貯蔵所にかかる設置許可申請に対する審査でございます。

なお、特定野外タンク貯蔵所とは危険物施設の貯蔵所のうち、大量の危険物を貯蔵するもので、参考として写真を添付しておりますが、いわゆる石油コンビナート等に設置されているものでございます。

最後に、施行日は令和元年10月1日でございます。

それでは、改めて議案書をお開きください。

表は、右が改正前、左が改正後でございます。

2ページ中段にございますとおり、特定野外タンク貯蔵所の審査手数料を地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定された額に合わせ、貯蔵最大数量の区分ごとにそれぞれ1万円増額するよう改正するものでございます。

以上で要点の説明を終わります。

○先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。  
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。



これより議案第45号「安芸高田市消防手数料条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第30 議案第46号 安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第30、議案第46号「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第46号「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、国が示す火災予防条例（例）の一部改正に基づき、所要の改正を行うものでございます。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

消防長 山平修君。

○山平消防長 議案第46号「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例」について、要点の御説明をいたします。

議案の説明に先立ち、説明資料を提出しておりますので、こちらのほうから御説明をさせていただきます。

なお、資料は、概要の資料と補足資料として追加をし、配付をさせていただいております。3点の資料で御説明をさせていただきたいというふうに思います。

最初に、御承知いただきますとおり、火災予防条例は国が示した、火災予防条例（例）に基づき、整備しておるものでございますが、その内容としましては、主として、消防法に基づき、火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等、また住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等について定めるとともに、安芸高田市における火災予防上必要な事項等を定めておるものでございます。

今回の改正内容は、大きく3点でございますが、いずれも国が示した火災予防条例（例）の一部改正に伴い改正するものでございます。

条例（例）の改正内容でございますけれども、1点目は語句の表記を改めるものでございます。

火を使用する施設のうちには、火災の発生のおそれがある設備が含まれておりまして、この中に避雷設備についての規定がございます。この避雷設備について、当該条例においては、消防長が指定する日本工業規格に適合するものとしなければならないと規定をされております。

今般、不正競争防止法等の一部を改正する法律において、工業標準化法が産業標準化法に、日本工業規格が日本産業規格に改められたことによるものでございます。

2点目は、免除規定内容の見直しでございます。

補足資料2をごらんください。

これは、火災報知設備等の種類を説明したものでございますが、住宅には1の住宅用防災警報器、いわゆる住宅用火災警報器。または2の住宅用防災報知設備を設置しなければならないということになっております。

しかし、この義務規定は一定の要件により免除できることになっております。

今回、この免除規定の内容が見直されました。免除できるケースは、補足資料1の上段、表にお示ししておりますとおり、スプリンクラーや自動火災報知設備を設置した場合でございます。表の左の列に1号と記載した行のスプリンクラー設備ですが、現行ではスプリンクラーのヘッドの種類について、1種、2種と、2つの使用を認めておりましたものを、今回一定以上の上位性能をもった1種に限定することとされました。

3点目は、新規に追加された免除規定です。

同じく表の左の列に、6号と記載した行、特定小規模施設用自動火災報知設備ですが、これまで中段のイメージ図のとおり、300平方メートル未満の住宅部分を有する民泊施設においては、特定小規模施設用自動火災報知設備と合わせ、冒頭申し上げました住宅用火災報知機、または住宅用防災報知設備を設置しなければならないことになっておりました。これを今回、下のイメージ図のとおり、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することにより、住宅用火災警報器等の設置を免除するよう改正されました。

ちなみに、特定小規模施設用自動火災報知設備は、補足資料2の3、自動火災報知設備は、同じく補足資料2の4で説明をしておるものでございます。

これらの改正に基づき、本市の火災予防条例について、それぞれ所要の改正を行うものでございます。

なお、施行日は避雷設備に関する事項については、令和元年7月1日、住宅用防災機器等の免除に関する事項は、公布の日でございます。

それでは、改めて議案書をお開きください。

表は、右が改正前、左が改正後でございます。

2ページ上段、第16条において、引用法令の改正を受け、日本工業規格を日本産業規格に改めます。

同じく、2ページ中段、第29条の5、免除規定の中の第1項、第1号において、スプリンクラー設備のヘッドの種別について、作動時間が60秒以内を種別が1種と仕様を明確化し、一つの仕様に限定するよう改めます。

次に、同項、第6号として、新たに特定小規模施設用自動火災報知設備を設置された場合の免除規定を設けます。

同項、第7号は号ずれによるものでございます。

以上で要点の説明を終わります。

○先川議長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長

御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第46号「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長

起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第31 議案第47号 安芸高田市立図書館条例の一部を改正する条例

日程第32 議案第48号 安芸高田市歴史民俗博物館設置及び管理条例の一部を改正する条例

○先川議長

日程第31、議案第47号「安芸高田市立図書館条例の一部を改正する条例」の件、及び、日程第32、議案第48号「安芸高田市歴史民俗博物館設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件の2件を一括して議題いたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

議案第47号及び議案第48号の2議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第47号「安芸高田市立図書館条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、図書館協議会において任命されていた委員の委嘱等に関して合理化を図るため、条例の一部を改正するものであります。

また、八千代図書館、フォルテへの移転により、位置がフォルテの住所地番に変更になることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第48号「安芸高田市歴史民俗博物館設置及び管理条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、博物館協議会において任命されていた委員の委嘱等に関して合理化を図るため、条例の一部を改正するものであります。

以上、議案第47号から議案第48号までの2議案について、一括して提

案理由の説明をいたしました。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案2件につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第33 議案第49号 令和元年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）

○先川議長 日程第33、議案第49号「令和元年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第49号「令和元年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,956万2,000円を追加し、予算の総額を213億1,556万2,000円とするものであります。

以上、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
本案は、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第34 議会改革特別委員会の報告について

○先川議長 日程第34、「議会改革特別委員会の報告について」を議題といたします。

議会改革特別委員会委員長の報告を求めます。

14番 塚本近君。

○塚本議会改革特別委員長 議会改革特別委員会委員長報告をさせていただきます。

平成30年6月26日、第2回定例会において、本委員会に付託されました議員定数についての調査を終了いたしましたので、調査結果を報告いたします。

調査の日程、経過につきましては、お手元にお配りいたしております資料のとおりでございます。

本市の議員定数は、平成16年12月から22人、平成20年12月に20人、平

成24年12月に18人に削減し、今日まで議員定数を18名としております。

本委員会では、次回の市議会議員改選時となる、令和2年12月の議員定数について調査をいたしました。調査は、県内の各市議会の状況、及び全国の同規模自治体の状況の確認から始めさせていただきました。

本市議会の県内における状況は、議員一人当たりの人口が2番目に少ないこと。また議員一人当たりの面積が3番目に広いこと。そして、市民一人当たりの議会費の割合が3番目に多いことなどを確認したほか、全国の同規模自治体の議員定数の平均は、16.92名であることなどを確認いたしてきたところでございます。

次に議会費の推移、本市の人口、財政の推計、公職選挙法における議員選挙、選挙区であったり、また比例区であったり、等についての調査を行ってまいりました。

本市の財政は、今後ますます厳しくなる状況にあり、現状のままであれば一般会計に占める議会費の割合が年々高くなることを確認したほか、議員選挙において比例区が設けられないこと。総選挙区は政令指定都市や合併時の特例として設けられること。また、選挙区制にした場合は人口割が基本となることなどを確認してきたところであります。

無作為抽出による市民1,000人を対象としたアンケートでは、平成23年5月に実施した前回のアンケートから61人増加となる496人の方から回答をいただいております。

定数は現状でよいの回答は、前回から65人増加の229人。現在の定数が多いの回答は、前回から53人減少の108人。定数がわからない、また記入なしの回答は、前回から44人増加の153人でありました。

その後の調査では、これらの調査結果を踏まえ、議員定数を変更した場合と現状維持の場合のメリット、デメリットの抽出を行い、委員外議員の皆さんにも意見を求め、項目別に分析し、意見交換を重ねてまいりました。

定数削減の意見では、議員のなり手不足の問題もあり、議員選挙が定数割れになってはならない。報酬を上げることなどを考えるべきで、定数は16名に削減すべき。市の財政や人口減少の状況を考えれば、定数削減はやむを得ない。また、本市より人口が多く、面積が同様な自治体であっても15名から16名の議員で対応されている議会があり、市の将来を考えれば2名削減など、市の財政や人口減少の現状を考慮した意見が中心でありました。

現状維持の意見では、市民アンケートの結果を尊重すべき。また職員が減らされていない状況下で議員だけ減らすことはいかがいか。地域の現状を考えれば現状維持などの意見が出されたところであります。

特別委員会といたしましては、12回の委員会を開き、慎重な議論、及び検討を重ねた結果、次回の市議会議員改選時となる令和2年12月の議員定数を2名削減し16名とすることに決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○先川議長 お諮りいたします。  
この件に関しましては、質疑を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議あり)

○先川議長 異議があるようですから、これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 特別委員会におかれましては、1年に満たない短期間でここまでの結論を出していただいたことに、まずは敬意を表したいと思います。

そこで、この内容が市民の皆さんにどのように伝わるかなという危惧も含めて、確認をしておきたいというふうに思います。

まず1点は、6名の委員で協議をいただきましたが、最終的に全会一致で決まったのかどうか。その確認がまず1点。

それから、2点目にアンケートに対して、結論が少し違ったような形になっております。このことが一番市民の皆さんにどのように伝えていくかという一つのポイントになるのかなというふうな思いがしておりますので、この点に関してアンケートとどのように整合性を持った説明をしていくのか。ということが2点目。

それから、4回目、あるいは8回目、あるいは3のメリット、デメリットというところに詳しく書いていただいておりますが、議会の体制、そういったものを今後どうするか。二元代表制をどのようにしていくかということも含めて、議論をしていただいて書いてありますが、今後の課題としても当然出てくるとは思いますが、そういった議会の体制について、委員会でどのようなところまで議論されたのか。改めて確認をしたいと思います。

それから、4点目になりますが、選挙への影響というのも当然出てくるわけで、定数の変化によって、いろいろと状況というのは変わってくるというふうに思います。4回目の会議の中に、定数についての御議論もされておりますが、私も提案をした内容でもありますので、確認をしておきたいと思いますが。これ1ページの4回目の比例区は設けられない、云々というところで、選挙区制にした場合は、人口割が基本ということで、比例区は設けられないというのは自治法上のことだと思います。それから、小選挙区は政令指定都市、合併時の特例として設けられるということですが、選挙区制にした場合は、人口割が基本となるということなんで、人口割にすれば小選挙区制は可能だというふうに捉えていいのかどうか。このことについての確認をさせていただきたいと思います。

それから、最後に、冒頭にも言いましたように、この内容を市民にどのように伝えていくかということで、広報との関係もあると思いますが。市民の理解を得るようないろんな手だてをしながら、このことを集約していくということになると思いますが、懇談会も7月から8月に向けて計画されておりますが、そこでは、この定数についての報告というのは

特に定めてなかったと思いますけれども、そこらでどのように伝えていけるのか。ということも含めて、今後の議会として市民にどのようにこの答申、委員会の報告を理解いただくかと。そういった視点で、少し確認をしておきたいと思います。

少したくさんありますけれども、委員長よろしく願いいたします。

○先川議長

熊高議員に申し添えますが、これは委員長報告でございまして、審査の経過と結果に対しての質疑のみを受けさせていただきたいと思います。議会としてどうかというような御質問がありましたけれども、これについては別途また違う機会ということになるかと思えます。

それでは、ただいまの質疑に対し、委員長の答弁を求めます。

塚本議会改革特別委員長。

○塚本議会改革特別委員長

ただいま、熊高議員のほうから数点の御意見をいただきましたけれども、先ほど議長からもありましたように、結果報告をさせていただいた状況でありますので、全て正解というか、納得のいただける答弁ができるかどうかわかりませんが、私のほうで少し答弁をさせていただきたいというふうに思っています。

まず最初に、議員6名の意見はどうだったんかという発言がありました。6名ということでございましたが、議員は8名で議論をしておりますので、人数の確認をしていただきたいというふうに思っています。

そして、それぞれ8名が一致していたんかということでございましたが、個人的なそれぞれの意見は差し控えさせていただきますが、5名の方が削減やむなし、2名の方が現状維持ということがありました。特に、現状維持の皆さんには、先ほど委員長報告でさせていただきましたように、地域性であったり、またアンケートを重視すべきであるというような意見でございました。

また、他の削減やむなしということの皆さんでは、人口が減少している状況、あるいは財政状況を考えたときに、アンケートではそうであったけれども、やはり削減はやむを得ないだろうということでありました。今になって、アンケートの調査の結果をとにかくは言えませんけれども、もう少し、市の財政であったり、あるいは人口の動向であったり、あるいは議会の状況であったりということをもう少しアンケートの中で求めていったときに、詳しくその説明をしながら、こういう状況ではあるが、どのように考えておられるかというようなアンケートをとればよかつたんかなというふうな思いも、今になって思っておりますが、当初のアンケートは、前回行ったアンケートと対比するために同じような様式でアンケートをしたというところでございます。

ということで、アンケートの件については、慎重に議論した結果、先ほど言いましたように、アンケートは現状でありましたけれども、財政、あるいは人口を考えた時点では、やむを得ないだろうというところに至ったというところでございます。

また、3番目に議会の体制を今後どうするかということがありました

が、当然議員が減ってくると、常任委員会の問題であったり、あるいは報酬であったりと、いろいろな意見は出ましたけれども、これは我々の委員会で議論すべきところではないというところでありましたので、議論はしておりません。

また、4番目に選挙の影響ということで、小選挙区制、あるいは選挙区の御意見がございましたけれども、先ほど委員長報告でさせていただきましたが、選挙区制につきましては、どう言いますか、政令指定都市でないのだめというような、政令的な、法的な問題がございました。

そして、小選挙区制にすると、人口割ということでもありますので、具体的なシミュレーションはしておりませんが、人口が今吉田に集中、あるいは八千代、というような状況の中で、果たして周辺の地域の人口がどんどん減ってる中で、それを実施するという事は、現在はまだ全然ないというところには至っておりませんが、人口割で現状を試算した場合には、今後1名、あるいは地域から議員がいなくなるというようなことも考えられるということで、小選挙区制は無理であろうということになったわけがございます。

そして、市民へのこのアンケートの調査結果、あるいは、地域懇談会におきましては、テーマになっておりませんので、今回委員長報告をした内容につきましては、地域の市民の皆さんに、議長の挨拶等の中で、周知されることだろうというふうに思っておりますし、まだ条例化しておりませんので、どのような形になるかということにはわかりませんが、そこらが今後の取り組みだろうというふうに思っておりますし、アンケートの市民への周知につきましても、これまで議論、検討した結果をそのまま伝えればというふうに思っております。

以上でございます。

○先川議長 ほかにありますか。

11番 熊高省三君。

○熊高議員 議長のほうも配慮いただいて、議会としての今後の報告そういったものも含めてそれは別の段階で進むんだということで、それは私がちょっと先走ったような形で申し上げたことになったんで、この後の配慮をよろしくお願いしたいと思います。

委員の人数についても、認識不足で申しわけなかったです。8人ですね。

今、委員長に御答弁いただいておりますが、小選挙区制についての危惧の部分も申されましたけれども、これはいろんな議論がされて、いろんな議論の中にいろんな課題が出てくると思いますし、ただ委員長おっしゃったように、小選挙区制にしておけば、地域の人口が減少して、議員そのものがなくなるんじゃないかという危惧を申されましたが、だからこそその地域をしっかり守るための行政施策を議論するということが逆に大事なのかなという気がしましたんで、これはそれぞれの考え方もあろうと思いますが、だから、小選挙区制は難しいというのは少し視



点が、私からすると違うのかなという気がしましたんで、これは皆さんがいろいろ議論されればよいというふうに思いますんで、これから条例化するということもありましたが、条例化する前にそういった議論もしっかりしながら、この報告をどのように生かしていくかということをしつかりと確認をできるような場がもう少しあればいいなという思いで。それが結局市民にどう伝わっていくかということにもなってきますんで、そこらは先ほど議長もおっしゃったようなことも含めて、しっかりと理解を得られるような伝え方の中で、そういった深い議論が必要なんかなという気がしております。

さらには、議会体制についてということも、今後のことだというふうにおっしゃいましたが、8回目の会議に議員定数を変更した場合、というふうなことで、少し議論の中身が書いてありましたんで、そこら辺の議論をされたんだろうなということで、お聞きしましたが、決定事項としては、今後定数について具体的に議論が入るんだということで、その中身がちよっと私にはこの報告だけでは不明であったので、そのところが8回目の議論の中でどのようにされたのかというところをもう少しお聞きしたいというふうに思います。

○先川議長

答弁を求めます。

議会改革特別委員長 塚本近君。

○塚本議会改革特別委員長

8回目の平成31年の3月15日のデメリット、あるいはメリットについて、どのように議論をしたんかということでございましたが、これは、一応議員の皆さんから出された意見を目通しし、これの内容について委員会において詳しく議論をした経緯はございません。

メリットとデメリットの読み合わせをし、それぞれの議員さんが判断されて、最終的に先ほど委員長報告もさせていただいた6名の議員さんと2名の議員さんという形で、結果は出たと。結果が出たといいますか。委員長報告をつくらせていただいたということでございますので、御了承をいただきたいと思います。

○先川議長

ほかにありますか。

11番 熊高省三君。

○熊高議員

いろいろとありがとうございました。

要は、私が冒頭から申し上げておるように、この報告が市民に真つすぐ伝わるように、あるいはさらには将来のことも含めて、しっかり議論したものが伝わる。そのことによって、一定の市民の反応を見ながら条例提案というふうな形になればいいなという思いがしておりますんで、この辺は議長、十分配慮いただきながら進めていただきたいということをお願いして質問を終わります。

○先川議長

ほかにありますか。

(質疑なし)

○先川議長

質疑がないようでございますので、これで質疑を終結をいたします。以上で、委員会の報告を終わります。

なお、議会改革特別委員会に付託しました議員定数についての調査は、本報告をもって終了といたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、6月20日午前10時から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。



午後 0時10分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員